

「まん延防止重点措置」解除に伴う
スポーツ少年団活動について

本件につきましては、3月4日付で通知させていただいておりますが、今般、群馬県まん延防止重点措置解除を国に要請したところであり、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、3月22日(火)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりとなりますので、引き続き感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識を高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○3月22日(火)からの少年団活動については、国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じ、指導者または責任者立ち合いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を実施することとする。

○対外試合等、他チームとの交流は可とする。ただし、県内の活動に限る。
合同練習、練習試合の実施に際しては、各地域の感染状況を踏まえ、感染防止対策を講じた上で行うこととする。また、実施する場合は、参加する団員、保護者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、延期又は中止する。
なお、宿泊を伴う活動及び県外の団との交流については、自粛とする。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は可とする。
ただし、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、団として責任を持ってその必要性を団関係者と協議し慎重に判断する。

令和4年3月18日
群馬県スポーツ少年団
本部長 松本博崇